

個人情報保護委員会（第171回）議事概要

- 1 日時：令和3年4月7日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
藤原委員、梶田委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長
赤阪参事官、山澄参事官、片岡参事官、濱口参事官、松本参事官

(1) 議題1：LINE(株)の個人情報の取扱いに関する対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「本件は、3月8日に第一報を受けていたところ、報道されるまで具体的な対応がなされておらず、対応が遅いのではないかとの意見があるようだ。個々の事案においてその対応のスピード感は異なり、一概には言えないが、もし改善が必要なところがあれば、真摯に対応することが必要である」旨の発言があった。

藤原委員から「本件は、利用者が多く、自治体も行政サービスの実現のために多く利用していると聞いている。そこで世間の注目も高い。利用者の中には報道等を通じて不安を感じている方も相当おられると思う。このような状況でこのサービスを引き続き利用するかどうかの判断などができるように適時適切に正確な情報発信を行っていくことも必要と考えている。また、本件の社会的な影響に鑑みて議論の透明性や、委員会の説明責任という観点から、過去のフェイスブックインクの事案と同様、委員会の審議においても可能なものについて公表していくべきであろうと思料する」旨の発言があった。

高村委員から「本件は、さまざまな報道がされているところ、委員会においては、予断を持つことなく、必要な調査を行い、正確な事実関係を把握することがまずは必要である。調査においては、法律に照らして改善すべき事項があるか、仮に改善を要する点があれば、その原因は何か、実効性のある改善策が実施されているのか等について確認する必要がある。現在これらの点を含めて鋭意着実に調査を実施中であると理解しているが、本件は国民の関心も高いと考えられることから、今後も迅速かつ適切な調査を進めることが重要と考えている」旨の発言があった。

梶田委員から「LINEは、大勢の利用者がおり、行政機関も利用していることから社会インフラとなっている。したがって、委員会としては、個人情報保護法の観点から改善すべきところがあれば改善を求め、ユーザーがこのサービスを安心して利用できるような必要な対応を求めることが重要で

あると考える。」旨の発言があった。

丹野委員長から「各委員より大変貴重なご意見を賜った。LINE株式会社に対し、必要な報告を求めるなど、引き続き適切な対応を行ってまいりたい。また、本件に関しては、事案の社会的な影響を勘案し、公表することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか」という旨の発言があり、各委員の了承を得て、本議題については、公表することとなった。

(2) 議題2：大学に対する安全管理措置に係る周知文の発出について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「今回の調査は、委員会へ寄せられる漏えい等報告の分析の結果、私立大学では情報の持ち出しに起因する漏えい事案が多いという特徴が明らかとなったことから、情報の持ち出しに関する安全管理措置を中心に、個人情報保護法ガイドラインに照らし合わせて、安全管理措置がどのように行われているか、任意のヒアリング調査を実施したものであり、私立大学における個人情報の安全管理体制の底上げを図るために適切な着眼点で行われた調査であると評価している。

今回のヒアリング調査によって、監査及び教職員に対する安全管理措置の定期的な教育が不十分であるなど、いくつかの問題が明らかになった。一方で、安全管理措置に関しても他の大学にとっても参考になるような対応を行っているケースも確認することができた。これらの調査結果を踏まえ、個人情報保護法ガイドラインの中から情報の持ち出しに関連する対策等の抜粋及びヒアリングで得た参考となる好事例等を広く私立大学に周知することは委員会として適切な対応であると思う。

この調査が、今回ヒアリングした大学はもとより、その他の大学においても大学における個人データの取扱いについて必要な見直しを行う、あるいは、個人データの取扱いに関する各大学の諸課題を適切に克服するための、きっかけや参考となるよう、効果的な周知を行うことが重要である」旨の発言があった。

丹野委員長から「本件のように、漏えい等報告の分析によって、特定の業種が抱える問題を積極的に把握し周知等することは、監視監督業務としても重要であり、引き続き取り組んでいきたい」旨の発言があった。

(3) 議題3：監視監督について①

事務局から、資料に基づき説明を行った。

※内容については非公表。

(4) 議題4：改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について
(個人関連情報)

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「事業者による個人情報や個人関連情報の利用形態は、特にウェブ関係を中心に多様化かつ複雑化しており、データの流れも多岐にわたっている。また、提供先、提供元、閲覧履歴、Cookieなどの用語が多数使われている。個人関連情報の第三者提供に当たっては、本人がデータの流れや言葉の意味、そして、事業者の取扱いなどを容易に認識し、理解できるようにすることが重要であると思う。このような観点から、事業者において、本人に説明するに当たっては、例えば図を用いて具体的に説明するなど、本人目線あるいはユーザー目線で工夫をすることが必要だと思う。

委員会としても、事業者にこのような取組を促していくよう、その旨ガイドラインでも記載すべきだと思う」旨の発言があった。

大島委員から「小川委員からお話のあった論点とも重なるところがあるが、提供の対象となる個人関連情報について、事業者においては、定型的な文言ではなく、決して形式的な同意を取得するのではなく、本人から見て対象となる個人関連情報が分かるようにすることが重要であると思う。事業者は、本人への情報提供の在り方を工夫していくべきであり、その旨ガイドラインでも記載すべきではないかと考える」旨の発言があった。

藤原委員から「本人の同意を誰が取得するか、取得すべきかという点については、パブリックコメントでも多様な意見が寄せられていたところだと思う。ウェブ関連等で提供先において同意を取り切れない場合があるという事情をどう考慮するかという問題であるが、本人同意の取得の主体、誰が同意を取得するかに関して、この問題が生じたゆえんに鑑みて、実務的な対応において、事業者の方々にも意識されるべきであると思う。今回の議論のとおり、改正法第26条の2第1項の趣旨からして提供先に義務があるということが原則であるということをはっきりさせておいて良かったと思う。

つまり、本人が個人関連情報を個人データとして取得し、利用するのは誰かという主体を認識することがすべての前提となるわけであるため、データの利用という点から考えても、同意取得の主体は提供先ということになる。

このため、提供元における同意取得の代行については、あくまでも例外的な対応であること、そして、その例外について、許容されるための要件を明確に示していくことが必要ではないかと思う」旨の発言があった。

丹野委員長から「先日、改正法に関連する政令・規則が公布されたところであるが、ガイドライン等の整備に向けて、本日の議論含め、これまでの議

論を踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたい」旨の発言があった。

(5) 議題5：令和3年度定期的な報告について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「定期的な報告は、地方公共団体にとっては、特定個人情報安全管理措置等の点検、改善を行う良い機会となっていると思われ、委員会としてもそのような機会として大いに役立てていただきたい。また、委員会にとっては、全国の地方公共団体の状況を把握できるツールであり、得られた結果も踏まえ、委員会の監視監督活動などに有効に活用してきたところ。委員会、地方公共団体双方にとって有用な定期報告を、今年度も着実に実施していただきたい」旨の発言があった。

説明のとおり地方公共団体等に対し、報告を求めることとなった。

(6) 議題6：監視監督について②

事務局から、資料に基づき説明を行った。

※内容については非公表。

(7) 議題7：令和3年度検査計画について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員長より「令和2年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、全ての検査をいわゆるオフサイトで行ったが、令和3年度は、感染予防に配慮しつつ、通常の立入りによる手法を基本としてしっかり検査していただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり決定された。

(8) 議題8：農業者年金基金（農業者年金業務等に関する事務）の全項目評価書について

事務局から資料に基づき説明を行った。

本評価書は承認され、農業者年金基金に対し、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知することとなった。

(9) 議題9：その他

事務局から東京都医業健康保険組合及び関東ITソフトウェア健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書の公表について、報告があった。

以上